

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

奈良県知事

## 公表日

令和6年3月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、一定の要件を満たした障がい児を養育している保護者に対して特別児童扶養手当を支給している。特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。</p> <p>①法第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係わる事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>②法による特別児童扶養手当証書に関する事務</p> <p>③法第13条の未支払いの手当の請求の受理、その請求に係わる事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>④法第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係わる事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>⑤法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑥法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑦番号法第19条第7項別表第二に規定する情報提供</p>
③システムの名称	特別児童扶養手当システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当の支給に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項及び116の項</p> <p>[照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の66の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良っ子はぐくみ課
②所属長の役職名	奈良っ子はぐくみ課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>総務部法務文書課県政情報公関係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良っ子はぐくみ課 放課後児童・手当係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8606 FAX:0742-27-2023</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input checked="" type="radio"/> ] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[提供側]</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ヲ、同条第3号、同条第4号、第19条第1号ネ、同条第2号から第5号まで、第30条第9号、第31条第1号ト、同条第5号、同条第6号、第44条第1号ネ及び同条第2号から第5号まで</p> <p>※番号法第19条第7号 別表第二の30の項及び116の項に係る主務省令は未制定</p> <p>[照会側]</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の66の項</p> <p>※番号法第19条第7号 別表第二66の項のうち年金給付関係情報に係る主務省令は未制定</p>	<p>[提供側]</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ヲ、同条第3号ヲ、同条第4号、第19条第1号ネ、同条第2号から第5号まで、第30条第9号、第31条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第5号ト、同条第6号ロ、第44条第1号ネ、同条第2号から第5号まで及び第59条の2第1号ル</p> <p>※番号法第19条第7項、別表第二の30の項に係る主務省令は未制定</p> <p>[照会側]</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の66の項</p>	事後	根拠法令改正による修正（法令等の改正による条項等の形式的な変更であり重要な変更に当たらないため事後に報告）
平成29年7月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 辻 浩一	子育て支援課長 正垣 豊治	事後	人事異動による修正（その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告）
平成29年7月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	奈良県健康福祉部こども・女性局子育て支援課 子育て支援係	奈良県健康福祉部こども・女性局子育て支援課 放課後児童・手当係	事後	組織編成による修正（その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告）
平成31年3月8日	IV リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	奈良県健康福祉部こども・女性局子育て支援課	奈良県福祉医療部こども・女性局子育て支援課	事後	組織改正による修正
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 正垣 豊治	子育て支援課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課県政情報係	総務部法務文書課県政情報係	事後	組織改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	奈良県健康福祉部こども・女性局子育て支援課 放課後児童・手当係	奈良県福祉医療部こども・女性局子育て支援課 放課後児童・手当係	事後	組織改正による修正
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成30年12月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成30年12月1日時点	事後	時点修正
令和2年3月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項及び116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ヲ、同条第3号ヲ、同条第4号、第19条第1号ネ、同条第2号から第5号まで、第30条第9号、第31条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第5号ト、同条第6号ロ、第44条第1号ネ、同条第2号から第5号まで及び第59条の2第1号ル</li> <li>※番号法第19条第7項、別表第二の30の項に係る主務省令は未制定</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の66の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条各号</li> </ul>	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項及び116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号カ、同条第3号、同条第4号ワ、第19条第1号ム、同条第2号から第6号まで、第30条第10号、第31条第1号ワ、同条第2号ヲ、同条第5号ワ、同条第6号ワ、第44条第1号ム、同条第2号から第6号まで及び第59条の2第1号ワ</li> <li>※番号法第19条第7項、別表第二の30の項に係る主務省令は未制定</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の66の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条各号</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人以下	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項及び116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号フ、同条第3号フ、同条第4号フ、第19条第1号ネ、同条第2号から第5号まで、第30条第9号、第31条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第5号ト、同条第6号ロ、第44条第1号ネ、同条第2号から第5号まで及び第59条の2第1号ル</li> <li>※番号法第19条第7項、別表第二の30の項に係る主務省令は未制定</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の66の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条各号</li> </ul>	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項及び116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号カ、同条第2号フ、同条第4号フ、同条第6号フ、同条第8号カ、第19条第1号フ、同条同号ム、同条第2号から第6号まで、第30条第10号、第31条第1号フ、同条第2号フ、同条第5号フ、同条第6号フ、同条第7号ロ、第44条第1号ム、同条第2号から第6号まで、第53条第1号チ、第59条の2第1号フ及び同条第2号から第5号まで</li> <li>※番号法第19条第7項、別表第二の30の項に係る主務省令は未制定</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の66の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条各号</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部法務文書課県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	奈良県健康福祉部こども・女性局子育て支援課 子育て支援課長	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局 奈良っ子はぐくみ課 奈良っ子はぐくみ課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	奈良県福祉医療部こども・女性局子育て支援課 放課後児童・手当係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8606 FAX:0742-27-2023	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局 奈良っ子はぐくみ課 放課後児童・手当係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8606 FAX:0742-27-2023	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号カ、同条第2号ワ、同条第4号ワ、同条第6号ワ、同条第8号カ、第19条第1号ワ、同条同号ム、同条第2号から第6号まで、第30条第10号、第31条第1号ワ、同条第2号ワ、同条第5号ワ、同条第6号ワ、同条第7号口、第44条第1号ム、同条第2号から第6号まで、第53条第1号チ、第59条の2第1号ワ及び同条第2号から第5号まで ※番号法第19条第7項、別表第二の30の項に係る主務省令は未制定  [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条各号	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号カ、同条第2号ワ、同条第4号ワ、同条第6号ワ、同条第8号カ、第19条第1号ワ、同条同号ム、同条第2号から第6号まで、第30条第3号ヌ、第31条第1号ワ、同条第2号ワ、同条第5号ワ、同条第6号ワ、同条第7号口、第44条第1号ム、同条第2号から第6号まで、第53条第1号チ、第59条の2の2第1号ワ及び同条第2号から第5号まで ※番号法第19条第8号、別表第二の30の項に係る主務省令は未制定  [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条各号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	時点修正
令和6年3月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	時点修正
令和6年3月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の46の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の46の項</li> </ul>	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴う修正
令和6年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項及び116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号カ、同条第2号ヲ、同条第4号ワ、同条第6号ヲ、同条第8号カ、第19条第1号ワ、同条同号ム、同条第2号から第6号まで、第30条第3号ヌ、第31条第1号ワ、同条第2号ヲ、同条第5号ワ、同条第6号ワ、同条第7号ロ、第44条第1号ム、同条第2号から第6号まで、第53条第1号チ、第59条の2の2第1号ワ及び同条第2号から第5号まで</li> <li>※番号法第19条第8号、別表第二の30の項に係る主務省令は未制定</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の66の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条各号</li> </ul>	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の16の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項及び116の項</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の66の項</li> </ul>	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴う修正